

# IFRS 導入の誤解

あなたの会社の  
勘違い

日本基準からIFRSに移行する際には、具体的に誰が何をすべきなのか。導入時に多い6つの誤解について解説していきたい。PwCアドバイザリーの村田達紀氏に回答して貰った。

## IFRS自体がまだ変わるから、準備は先で良いと思っている人が多い

早くから準備しても、IFRSがまた変わると意味がなくなる、と思っている経理担当者があるのは確か。でも、例えば、2011年6月に米FASB(財務会計基準審議会)とIASB(国際会計基準審議会)が重要な項目の議論を終えて、方向が定まってから準備にかかって間に合うのかが問題だろう。

まず自社がIFRS対応に際して何をしなければならないかを見極めることが必要だろう。グローバルなシステムの再構築など大規模な取り組みをするならもう時間は足りないくらいだ。

仮に2015年3月期に強制適用となるなら、その前年の2014年3月期からIFRS財務諸表を作成しないといけない。つまり、新しい経理業務とシステ

ムは2013年4月には出来ていないといけなから、2011年から始めるとなると時間が足りないケースも出て来るだろう。

各基準で既に公開草案が出ているものも多い。それを見ると、概ねどうなるか分かるし、公開草案に沿って準備を始めても手戻りは少ないはずだ。

## 経理部に任せておけばいいという考え方も根強い

例えば、収益の認識について出荷基準なのか検収基準なのかを見極めるにしても、データは販売システムにあるし、契約書を見ても実態は違うこともある。販売会社が、1つひとつの取引を実際にはどう処理しているかは、彼らに聞かないと分からない。

現在の業務を変えて、売り上げの計

上の仕方を変更するにしても、やるのは販売部門だ。

さらに販売システムを変えとなると、情報部門の社員も加わらなければいけない。製造業の企業の固定資産で大きなウェイトを占める生産設備にしても、いろいろなところにある。そうしたことを全て調べたうえで、記録するためには生産現場を巻き込まないと出来ない。

もちろん、経理や財務が音頭を取るケースは多いだろう。だが、いろいろな部署を巻き込まなければ、IFRSの適用はできない。

## 親会社の問題であり子会社には無関係ではない?

親会社が上場していると、そのグループの販売会社が上場してなくても、IFRSでは連結単位に入る。一方で決算期はグループで原則統一しなければならぬ。それに、連結財務諸表の作成作業は、個別企業の財務諸表を合算するところから始まる。

IFRSの連結財務諸表を前提とした時に、個別財務諸表をどのように作成するかは大きな問題だし、連結財務諸表にIFRSを適用するなら、個別財務諸表にもIFRSを適用すべきという議論もある。(先のことだが)この議論の結果次第で、個別財務諸表をどのように作成するかという実務的な対応方法は変わってくるかもしれない。

となると、いずれにしても、IFRS導入は連結の親会社だけの問題では済まされないはずだ。

村田 達紀(むらた・たつき)氏  
PwCアドバイザリー  
コンサルティングサービス部門 ディレクター  
財務会計、管理会計、およびシステム構築関連分野を専門とし、経理業務改革などの広い分野のコンサルティングを行う。PwC Japan IFRSプロジェクト室メンバーでもある。



## どこかが実務指針を出すのを待ってればいい?

IFRSが会計基準である以上、時間とともに内容は変わる。日本基準をIFRSに近づけるコンバージェンス(共通化)は、IFRSが変わる後を追いながら、どのようにそれを日本基準に取り入れるかを議論することになる。

一方、IASBは、各国の公的機関が自国企業のために実務指針のような細かな規定を独自に定めることを原則として禁じている。これを許すと、再び事実上の各国独自基準が出来てしまい、世界で共通の会計基準の設定を目指した趣旨が損なわれるからだろう。このため、内部統制報告制度(J-SOX)の時のように、金融庁が導入のための

実務指針を公表することはない。実務上どうするかは、あくまで企業の判断に任されることになる。

## 国内市場型の企業のIFRS対応は最小限でいい?

自社にとっての市場も、投資家もほとんどが国内という企業の場合、経営者は「なぜ、IFRSに対応などしなければいけないのか」と考えがちだ。

また、今後もコンバージェンスの作業が続いていくうちに、日本基準とIFRSの差異は縮まっていくだろう。そのせいか、既存の財務諸表に少し手を加えればいっただろうと思っている人が少なくない。

しかし、IFRSそのものを日本の基

準として採用しないままだと、国際社会に対して、いつまでも自国基準にこだわっている国、分かりにくい会計基準を使い続けていて投資家への情報開示に積極的ではない国、投資家に優しくない国といった、閉鎖的なイメージを与えかねない。

会計基準の差異が、実態以上に大きく認識されてしまう恐れがあるわけで、日本としてはIFRSの適用は避けて通れない。その結果、国内市場型の企業といっても対応せざるをえず、どうせ対応するなら、この機会を活かす必要があるだろう。

## 「単体決算の価値がなくなる」と考えて良い?

IFRSは当面、連結の財務諸表を対象とした会計基準として日本に適用される見通しである。しかし、法人格として単体企業が存在する限りは、個別(単体)の財務諸表がなくなることはない。

例えば、税法では原則として個別企業の財務諸表で報告される利益(を基に算出される所得)に課税されることから引き続き必要である。そうではなくても、個別財務諸表は会社法のためにも必要になる。

また、会社法は企業の資本が損なわれ債権者の権利を害することがないように、企業が株主に支払う配当額に一定の制限を設けている。この「配当可能限度額」の計算には、個別財務諸表が用いられる。単体決算の価値がなくなることはない。